平成２１年（フ）第４９号
京都府南丹市園部町河原町５号５番地４
破産者　有限会社をりべ
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
京都府南丹市八木町八木河原28番地１
破産者　有限会社みち
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
神戸市東灘区御影中町１丁目13番８号
破産者　株式会社修学館
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７号
奈良市法蓮町559番地の１エクレール一条105号
破産者　株式会社奈良住宅流通
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７９７号
岡山市南区市場１丁目１番地関連Ｃ－２
破産者　株式会社サンヨー物流センター
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９８号
岡山市東区瀬戸町万富979番地５
破産者　坂井美恵子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４６号
広島市西区大芝３丁目７番７号
破産者　有限会社大原酒店
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２４号
沖縄県那覇市天久１丁目27番24号
破産者　有限会社たわら屋
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第６１０号
北海道天塩郡幌延町二条南１丁目12番地
破産者　岡本建設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２０号
青森県つがる市柏玉水藤岡１番地２
破産者　有限会社大澤建材
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
秋田市桜２丁目19番19号
破産者　株式会社秋田県公共補償調査事務所
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６号
秋田県湯沢市皆瀬字中村24番地
破産者　伊藤　公男
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２８１号
千葉県山武市雨坪211番地
破産者　中嶋建設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第８２９号
川崎市中原区上新城１丁目４番46号
破産者　有限会社菊池工務店
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
川崎市中原区新城１丁目15番５号
破産者　有限会社大田原
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
新潟県燕市熊森1525番地１　ベルミニョンＡ101号、前住所新潟県燕市井土巻２丁目205番地　ウイングパレスＡ棟201号室
破産者　小林　光明
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２０年（フ）第４７１号
長野県下高井郡木島平村大字上木島775番地
破産者　有限会社マシノ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
長野県中野市西１丁目４番29号
破産者　株式会社ハラダ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１１号
京都市右京区梅津中村町25－４
破産者　株式会社正林
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
愛媛県松山市西垣生町350番地１
破産者　大進工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２２０号
宮崎県都城市高木町4771番地２
破産者　株式会社泉建設
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７３８号
埼玉県蕨市塚越５丁目19番３号キャニオンマンション第２蕨111
破産者　有限会社ＭＹ
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係